

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

令和4年2月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画において、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられた中、令和2年10月の「国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする」宣言、令和3年4月の「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減する」方針が表明され、同年10月の第6次エネルギー基本計画でも、2030年に再エネ比率36～38%を目指すとするなど、再生可能エネルギーに対する期待が高まっています。

また、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「エネルギー供給強靱化法」という。）が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。同法第3条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」（以下、同条による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を「改正法」という。）については、エネルギー供給強靱化法附則第1条柱書の規定に基づき令和4年4月1日から施行されます。本改正法の施行に向けて、令和2年7月から、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会・電力・ガス事業分科会／再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び同調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議において6回にわたって議論を重ね、令和3年2月に制度設計の詳細をとりまとめました。これを踏まえ、関連する省令及び告示の規定について所要の改正が行われる予定です。

今般、こうした動向等を踏まえつつ、令和3年9月から、調達価格等算定委員会において令和4年度以降の調達価格等の在り方について議論が重ねられ、令和4年2月に同委員会の意見が取りまとめられました。

同委員会における意見の他、関連する委員会等における議論の成果・決定事項を含め、必要な措置を改正法に基づく制度に盛り込むべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）及び関係告示の制定・改正に向けた検討を進めてまいりました。これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、省令及び告示の制定・改正案について意見公募手続を行います。

Ⅱ. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

※令和3年12月28日に結果を公表した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則その他関係省令の改正案の概要」を踏まえた改正としています。

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等

- 第3号の3として「太陽光発電設備であって、その出力が250キロワット以上500キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第4号に規定する設備の出力について「250キロワット以上1,000キロワット未満のもの」を「500キロワット以上1,000キロワット未満のもの」に改正する。
- 第5号に規定する設備の出力について「250キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第5号の2に規定する設備の出力について「250キロワット以上のもの」を「50キロワット以上のもの」に改正する。
- 第8号について「次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備」を「次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が50キロワット未満のもの」と改正する。
- 第8号の2として「前号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第8号の3として「前号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備であって、その出力が1,000キロワット以上のもの」を新たに追加する。
- 第23号の2に規定する設備の出力について「50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を「50キロワット以上2,000キロワット未満のもの」と改正し、第23号の3を第23号の4と改正し、第23号の3として、「バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備であって、その出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第26号の2に規定する設備の出力について、「50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を「50キロワット以上2,000キロワット未満のもの」と改正し、第26号の3として、「木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第29号の2に規定する設備の出力について、「50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を「50キロワット以上2,000キロワット未満のもの」に改正し、第29号の3を第29号の4と改正し、第29号の3として「建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。

- 第30号の2に規定する設備の出力について、「50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を「50キロワット以上2,000キロワット未満のもの」に改正し、第30号の3を第30号の4と改正し、第30号の3として「一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第23号から第29号の3までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。

第4条の2 認定手続

- 第2項第1号において、第5条第1項第12号の2に定める基準に該当するものであることを示す書類を添付することを追加する。

第5条 認定基準

- 第1項第9号の2に定める基準から、集合住宅の屋根上に設置する太陽光発電設備であって、その出力が10キロワット以上20キロワット未満のものを除く旨を追加。
- 第1項第12号の2として、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備（FIT制度の適用を受ける場合であって、発電設備の所在地が沖縄県又は離島等供給エリアに属さない場合に限る。以下この号及び第2項第7号の2において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）について、次に掲げるいずれかの要件に適合するものであることを追加する。
 - ① 特定再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条第2項に規定する一の需要場所をいう。以下同じ。）において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気の量の70パーセント未満を供給するものであること、又は電気事業法第27条の33第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給（以下「特定供給」という。）により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の70パーセント未満を供給するものであること。
 - ② 特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を改正法第17条第1項第2号に掲げる方法により供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者（電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者（同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が、小売供給する電気量の50パーセント以上を当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置の都道府県内に供給するものであること
 - ③ 特定再生可能エネルギー発電設備において使用する熱は、当該特定再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる熱を利用すること、かつ、当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気の量の90パーセント未満を供給するものであること、又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気と

して特定契約の相手方である電気事業者に当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の90パーセント未満を供給するものであること

- ④ 当該認定の申請に係る特定再生可能エネルギー発電設備について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者と当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置される場所を管轄する地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）との間で、災害その他の非常の場合においても、当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該特定再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる熱を供給することが合意されているものであること
- ⑤ 当該認定の申請に係る特定再生可能エネルギー発電設備について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が地方公共団体であること、又は、地方公共団体が当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者に出資していること
- ⑥ 地方公共団体が事業を営む者である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者、又は、当該地方公共団体が出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気卸供給により供給するものであること
- 第2項第7号の2として、第1項第12号の2に掲げる要件のうち、①に適合する場合にあつては、当該特定再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気、又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について、特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であることを追加する。
- 第2項第7号の3として、第1項第12号の2に掲げる要件のうち、③に適合する場合にあつては、次に掲げる基準に適合することを追加する。
 - 特定再生可能エネルギー発電設備において使用する熱は、当該設備を用いて得られる熱を利用する構造であること
 - 特定再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気、又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について、特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること

第7条 再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表

- 第1項に第5号の2として、運転開始予定日（運転開始に至っている場合には、運転開始日）
- 第1項に第5号の3として、パワーコンディショナーの自立運転機能及び給電用コンセントの有無

第9条 軽微な変更

- 軽微な変更ではない変更として、以下を追加する。
 - 廃棄費用の積立方法の変更
 - 地域活用要件該当性の変更

第13条の3の3 調整交付金の額の算定方法

- 出力の抑制が代理で行われた場合の交付金算定については、以下の扱いを加える旨を規定する。
 - 発電を行おうとする日の前日に、出力の制御を実施するにあたり、その旨と時間帯の通知を受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電気の供給を受けることにより、電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額を加える。
 - 発電を行おうとする日の前日に、出力の制御を実施するにあたり、その旨と時間帯の通知を受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該認定発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額を加える。
 - 発電を行おうとする日の前日に、出力の制御を実施するにあたり、その通知を受けた時間帯について、翌日市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に、当該通知を受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気の量を乗ずる方法により算出した額を除く。

第14条の3 代理出力制御における回避可能費用の特例

- 削る。

様式関係

- 申請側・審査側の業務効率化のため、申請側の記載・添付漏れや記載誤りの多かった事項に関し、記載事項・添付書類の簡略化（申請項目中の文言・記載欄の省略）、記載すべき事項に関する欄の追加（地上設置の場合における設置形態のチェック欄追加、事業区域の面積に関する記載欄の追加）等を行う。
- 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電への地域活用要件の導入に伴う記入項目の新設等を行う。

第2条 特定契約電気事業者がインバランス料金又はこれに準ずるものとして追加的に負担する費用（以下「インバランスク料金」という。）

- 第1項第1号で定めるインバランスク単価は、変動性発電設備又は非変動性発電設備ごとに①に掲げる額に②及び③に掲げる値を乗じて得た額とする。
 - ① 各時間帯において、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号に規定するインバランス料金から施行規則第22条に規定する回避可能費用単価を控除した額
 - ② 各時間帯において、発電用の電気工作物（特定契約及び一時調達契約に基づき電気を供給する事業の用に供される変動性発電設備又は非変動性発電設備に限る。）を維持し、及び運用する者（以下「維持運用者」という。）があらかじめ一般送配電事業者申し出た電気の量（以下「計画電気量」という。）から、当該一般送配電事業者が当該維持運用者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量（以下「受電電気量」という。）を控除した電気の量を、当該一般送配電事業者の供給区域における特定契約又は一時調達契約を締結している電気事業者ごとの受電電気量と計画電気量との差を全ての当該事業者で合計した値で除した値
 - ③ 各時間帯において、全国における特定契約又は一時調達契約を締結している電気事業者ごとの計画電気量と受電電気量の差を全ての当該電気事業者で合計した値を、全国における全ての当該電気事業者の受電電気量で除した値
- 第1項第2号に定めるインバランスク単価に乘じる電気の量は、各時間帯において各電気事業者が特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。
- 出力の抑制が代理で行われた場合において、発電を行おうとする日の前日に、出力の制御を実施する旨とその時間帯の通知を受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担することとなる費用は、インバランスク料金と同様とする。

第3条 特定契約電気事業者が周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する費用

- 一般送配電事業者ごとに、特定契約又は一時調達契約に基づき令和4年4月1日から令和5年3月31日までに調達した電気に関する、周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用として追加的に負担する費用を定める。
- 出力の抑制が代理で行われた場合において、発電を行おうとする日の前日に、出力の制御が見込まれる旨とその時間帯の通知を受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電

気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用は、当該一般送配電事業者が特定契約に基づき令和4年4月1日から令和5年3月31日までに調達した電気に関する、周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用として追加的に負担する費用と同様とする。

第5条 インバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額

- 施行規則第3条の5第4号の規定に基づき定めるインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、インバランスリスク料金と同様とする。
- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、1キロワット時当たり1円とする。
- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、1キロワット時当たり95銭とする。
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、1キロワット時当たり90銭とする。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

- 改題
改正法を踏まえ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件」に改正する。

I 令和4年度以降の調達価格等及び基準価格等

- 調達価格等算定委員会の「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、以下の表のとおり、令和4年度以降の調達価格等及び基準価格等を定める。入札対象区分等として指定されるものは、応札額を調達価格又は基準価格として採用する方式（pay as bid 方式）により調達価格又は基準価格を決定することを定める。

再生可能エネルギー発電設備 の区分等		価格決定日が属する年度に適用される 調達価格又は基準価格（／kWh）※1			調達期間 又は 交付期間
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
太	10kW未満	17円	16円	—	10年間

陽 光 発 電 設 備		改正法第9条第4項の認定の日が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に属するもの	11円 (+α)	10円 (+α)	—	20年間
	10kW以上 50kW未満	改正法第9条第4項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの (地域活用要件に係る認定基準を満たさないもの)	10円 (+α)	9.5円 (+α)	—	20年間
		改正法第9条第4項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの (地域活用要件に係る認定基準を満たすもの)	11円 (+α)	10円 (+α)	—	20年間
	50kW以上(入札対象を除く。)		10円 (+α)	9.5円 (+α)	—	20年間
	入札対象		落札価格 (+α)	落札価格 (+α)	—	20年間
風 力 発 電 設 備	陸上風力発電設備(入札対象及びリプレース案件を除く。)		16円 (+α)	15円 (+α)	14円 (+α)	20年間
	陸上風力発電設備(入札対象)		落札価格 (+α)	落札価格 (+α)	落札価格 (+α)	20年間
	洋上風力発電設備(着床式)※2		29円 (+α)	落札価格 (+α)		20年間
	洋上風力発電設備(浮体式)※2		36円(+α)			20年間
	陸上風力発電設備(リプレース案件)		14円 (+α)	—	—	20年間
水 力 発 電 設	200kW未満		34円(+α)			20年間
	200kW未満(特定水力発電設備)		25円(+α)			20年間
	200kW以上1,000kW未満		29円(+α)			20年間

備	2 0 0 k W以上1, 0 0 0 k W未満（特定水力発電設備）		2 1 円（+ α）			2 0 年間
	1, 0 0 0 k W以上5, 0 0 0 k W未満		2 7 円（+ α）		—	2 0 年間
	1, 0 0 0 k W以上5, 0 0 0 k W未満（特定水力発電設備）		1 5 円（+ α）		—	2 0 年間
	5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満		2 0 円（+ α）	1 6 円（+ α）	—	2 0 年間
	5, 0 0 0 k W以上3 0, 0 0 0 k W未満（特定水力発電設備）		1 2 円（+ α）	9 円（+ α）	—	2 0 年間
地熱発電設備	1 5, 0 0 0 k W未満		4 0 円（+ α）			1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W未満（第一種特定地熱発電設備）		3 0 円（+ α）			1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W未満（第二種特定地熱発電設備）		1 9 円（+ α）			1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上		2 6 円（+ α）			1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上（第一種特定地熱発電設備）		2 0 円（+ α）			1 5 年間
	1 5, 0 0 0 k W以上（第二種特定地熱発電設備）		1 2 円（+ α）			1 5 年間
バイオマス発電設備	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		3 9 円（+ α）	3 5 円（+ α）	—	2 0 年間
	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたもの、石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）を電気に変換する設備	2, 0 0 0 k W未満	4 0 円（+ α）		—	2 0 年間
		2, 0 0 0 k W以上	3 2 円（+ α）		—	
	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（石炭を原料とする燃料	1 0, 0 0 0 k W未満	2 4 円（+ α）		—	2 0 年間
		1 0, 0 0 0 k W以上	落札価格（+ α）	—	—	

を混焼させるものを除く。)を電気に変換する設備					
建築資材廃棄物(石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。)を電気に変換する設備	13円(+ α)		—	20年間	
一般廃棄物・その他のバイオマス(石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。)を電気に変換する設備	17円(+ α)		—	20年間	
農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備	落札価格(+ α)	—	—	20年間	

※1 10kW未満の太陽光発電設備を除き、調達価格は、表に記載の額に消費税及び地方消費税に相当する額(表中では「 α 」と表記する。)を加えた額とする。

※2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)による公募に係るものは除く。

また、同法による公募に係る設備に適用される基準価格は、選定事業者の提出に係る公募占用計画に記載された供給価格とし、その交付期間は20年間とする。

- 10kW未満の太陽光発電設備を除く発電設備について、改正法第9条第4項の認定の日が令和3年3月31日以前に属するものがFITからFIPへ移行する場合の基準価格は第2条から第6条の各項に定める調達価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除く額とし、交付期間は第2条から第6条の各項に定める調達期間の残余の期間を引き継ぐ旨を定める。
- 改正法第9条第4項の認定の日が令和4年3月31日以前であり改正法第10条第1項の変更の認定の結果、調達価格が変更となる場合であって、変更後の発電設備の出力がFIP制度のみ認められる対象に属する場合については、FIP制度への移行の認定を受けない限りはFIT制度を維持し、その調達価格は変更認定後の発電設備の区分の基準価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする旨を定める。

II 価格決定日

- 認定を受けた以下に掲げる再生可能エネルギー発電設備において、価格決定日((1)及び(2)は①及び②に掲げる日のうちいずれか遅い日、(3)及び(4)はそれぞれ定める日)が令和4年度(以降複数年度の調達価格が定められている場合は、当該年度まで)に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

(1) 10kW以上の太陽光発電設備(入札対象を除く。)の調達価格等

① 改正法第9条第4項の認定の日

② 改正法第10条第1項の変更（以下のいずれかの変更に限る。）の最新の認定の日

- 出力の増加（出力増加後の設備の区分等が入札対象区分等に該当する場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

（2）50kW以上の太陽光発電設備（入札対象を除く。）の基準価格等

① 改正法第9条第4項の認定の日

② 改正法第10条第1項の変更（以下のいずれかの変更に限る。）の最新の認定の日

- 出力の増加（出力増加後の設備が入札対象区分等に該当する場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和4年4月1日以降に新たに改正法第9条第4項の認定を受けた場合を除く。）

（3）平成24～28年度に認定を受け、運転を開始していない太陽光発電設備（2016年7月31日までに接続契約を締結した10kW以上）の調達価格

系統連系工事着工申込みの受領の日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に属する場合は、令和2年度の調達価格（12円/kWh）を適用する（令和

3年度以降に現行法第10条第1項の変更の認定を受け、令和3年度以降の調達価格が適用されている場合を除く。）。

(4) 風力発電設備（入札対象を除く。）の調達価格等又は基準価格等

① 改正法第9条第4項の認定の日

② 改正法第10条第1項の変更（以下のいずれかの変更に限る。）の最新の認定の日

- 出力の増加（陸上風力発電（リプレース案件を除く。）であって出力増加後の設備が入札対象区分等に該当する場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における区分等の変更
- 接続契約に係る主要な事項の変更

(5) 太陽光発電設備（10kW未満）、風力発電設備、地熱発電設備、水力発電設備及びバイオマス発電設備の調達価格等又は基準価格等（入札対象を除く。）

それぞれ現行の価格決定日を令和4年度以降の調達価格等又は基準価格等にも適用する。

(6) 入札の落札者に係る太陽光発電設備、風力発電設備及びバイオマス発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る落札者の決定の日を令和4年度以降の調達価格等又は基準価格等にも価格決定日として適用する。

(7) 改正法第10条第1項の変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等に該当する場合の調達価格等又は基準価格等

現行の価格決定日を令和4年度以降の調達価格等又は基準価格等にも適用する。

Ⅲ 解体等積立基準額

- 調達価格等算定委員会の「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、改正法第15条の7第2項の規定に基づき、以下の表のと通りの解体等積立基準額を定める。

認定年度		調達価格/基準価格	解体等積立基準額
令和4年度	10kW以上50kW未満	11円/kWh	1.33円/kWh
	50kW以上	10円/kWh	0.66円/kWh
	入札対象	落札者ごと	0.66円/kWh
令和5年度	10kW以上50kW未満	10円/kWh	1.33円/kWh
	50kW以上	9.5円/kWh	0.64円/kWh

	入札対象	落札者ごと	0. 6 4 円／k W h
--	------	-------	----------------

(注) 表中の調達価格は、消費税及び地方消費税に相当する額の加算を省略した額であることに留意が必要。

- 改正法第9条第4項の認定の日が令和3年3月31日以前に属するものがF I TからF I Pへ移行する場合の解体等積立基準額は、当該案件に適用される基準価格に相当する調達価格の案件に適用される解体等積立基準額と同様とする。
- 一時調達契約における解体等積立基準額は、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

この他、表現の適正化や他法令の改正に伴う条番号の適正化を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、同法第5条から第8条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（平成30年経済産業省告示第52号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、改正法第4条第1項の規定に基づき、入札対象区分等を次のとおり改正する。
- (1) FIT制度の対象となる区分等のうち、入札対象区分等を以下の区分等とする。
 - 太陽光発電設備であってその出力が250kW以上のもの。ただし、建物（令和4年1月17日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置するものは除く。
 - 陸上風力発電設備（リプレースを除く。）であってその出力が50kW以上のもの。
 - 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が10,000kW以上のもの。
 - 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備
- (2) FIP制度の対象となる区分等のうち、入札対象区分等を以下の区分等とする。
 - 太陽光発電設備であってその出力が1,000kW以上のもの。ただし、建物（令和4年1月17日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置するものは除く。
 - 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が10,000kW以上のもの。
 - 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、令和4年度の入札に当たり、以下の改正を行う。

第1 総論

1 趣旨

- 第6次エネルギー基本計画の策定など、足元の動きを反映した内容とする改正を行う。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1 入札の実施に関する基本的考え方

- 令和4年度は、太陽光発電設備については年4回（第12回（第1四半期）・第13回（第2四半期）・第14回（第3四半期）・第15回（第4四半期））、陸上風力発電設備については年1回（第2回（下期））、バイオマス発電設備については年1回（第5回（下

期))の実施とする。なお、陸上風力発電設備については、入札容量が1.7GWを超えた場合、同年度内に追加の入札を実施する。

2 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

- FIT制度の対象となる区分等のうち、入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等は、入札区分等指定告示で掲げられるものと同様、以下の区分等とする。
 - (1) 太陽光発電設備であって、その出力が250kW以上のもの。ただし、建物（令和4年1月17日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置するものは除く。
 - (2) 陸上風力発電設備（リプレースを除く。）であって、50kW以上のもの。
 - (3) 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が10,000kW以上のもの。
 - (4) 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備
- FIP制度の対象となる区分等のうち、入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等は、入札区分等指定告示で掲げられるものと同様、以下の区分等とする。
 - (1) 太陽光発電設備であってその出力が1,000kW以上のもの。ただし、建物（令和4年1月17日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置するものは除く。
 - (2) 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が10,000kW以上のもの。
 - (3) 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備

3 入札量

- 令和3年度に実施する入札における入札量は、以下のとおりとする。
 - (1) 太陽光発電設備（第12回～第15回）
 - 1,000kW以上はFIP制度の対象、250～1,000kWはFIP制度かFIT制度の選択制となっていることから、1,000kW以上／未満で分けする。
 - このため、第12回は、225MW（250～1,000kWは50MW、1,000kW以上は175MW）とするが、第13回以降については、225MWを基準として、直前の回の入札容量を踏まえて、各回の募集容量を機動的に見直す。具体的には、以下のとおりとする。
 - (ア) 両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を上回った場合
$$\{(\text{両区分の入札容量の合計}) - (\text{両区分の募集容量の合計})\} \times 40\%$$
の容量に、各区分における $\{(\text{入札容量}) - (\text{募集容量})\}$ を両区分における $\{(\text{入札容量}) - (\text{募集容量})\}$ の合計で除して得られる比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量に加えた容量を次回募集容量とする。
 - (イ) 両区分における入札容量の合計が募集容量の合計を下回った場合
$$\{(\text{両区分の募集容量の合計}) - (\text{両区分の入札容量の合計})\}$$
の容量に、各区分

における{(募集容量)－(入札容量)}を両区分における{(募集容量)－(入札容量)}の合計で除して得られる比を掛けて算出される容量を、今回入札の募集容量から差し引いた容量を次回募集容量とする(ただし、250～1,000kWの区分は50MW、1,000kW以上の区分は175MWを下限とする)。

(2) 陸上風力発電設備(第2回)

1.3GWとする。

※追加の入札にあたっては、その募集容量は第2回入札において非落札となった容量の40%とする。

(3) バイオマス発電設備(第4回)

120MWとする。

4 供給価格上限額

- 太陽光発電設備の第12回は10.00円/kWh、第13回は9.88円/kWh、第14回は9.75円/kWh、第15回は9.63円/kWhとする。
- 陸上風力発電設備(第2回)は16.00円/kWhとする。
※追加の入札にあたっては、第2回入札の加重平均落札価格又は15.00円/kWhのいずれか高い額とする。
- バイオマス発電設備(第5回)については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

第5 入札の実施等

- 保証金及び落札者決定について、次のとおり定める。
 - 太陽光発電設備の入札において、250～1,000kW又は1,000kW以上のいずれかの区分で入札容量が募集容量を下回り、もう一方の区分で入札容量が募集容量を上回る場合には、両区分の募集容量の合計の79%に両区分の入札容量の合計が達するまで、入札容量が募集容量を上回った区分における低価の入札者から順に落札者を決定する。
 - 第1次保証金及び第2次保証金の免除事由として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づいて市町村が認定する地域脱炭素化促進事業に関する案件を加える。
 - 第1次保証金及び第2次保証金の没収について、令和4年4月1日以降にFIP入札案件として法第9条第4項の認定を受けた太陽光発電設備に関し、蓄電池を太陽光発電設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更を受けた場合を保証金の没収事由から除く。
 - 第1次保証金及び第2次保証金について、これまでの入札において、当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、かつ、既に電源接続検討一括検討プロセスに参加しており、当該プロセスにおいて、期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合には、これまでの入札で没収となった各保証金の額と同額の

保証金を免除とする旨を加える。

第7 落札者決定の取消し等

- 令和4年4月1日以降にF I P入札案件として法第9条第4項の認定を受けた太陽光発電設備に関し、蓄電池を太陽光発電設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更を受けた場合を落札者決定の取消し事由から除く。

この他、表現の適正化等、所要の規定の整備を行う。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第1項の規定に基づき、積立対象区分等を指定する件（令和3年経済産業省告示第134号）の一部改正

- 解体等積立金を積み立てるべき積立対象区分等について、特例太陽光発電設備を除くものとする。

この他、表現の適正化等、所要の規定の整備を行う。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条の2第1項の規定に基づき、交付対象区分等を指定する件（新設）

- F I P制度の対象となる区分等については、次に掲げる区分とする。
 - 施行規則第3条の各号に定める発電設備であって、その出力が50kW以上のものを用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業
 - 施行規則第5条第2項第6号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、特定調達対象区分等を指定する件（新設）

- 法第9条第4項の認定の日が令和4年3月31日以前の場合においてF I T制度の対象となる区分等については、施行規則第3条の各号に定める発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業とする。
- 法第9条第4項の認定の日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに属する場合においてF I T制度の対象となる区分等については、次に掲げる区分とする。
 - 1,000キロワット未満の太陽光発電設備、風力発電設備、1,000キロワット未満の地熱発電設備、1,000キロワット未満の水力発電設備及び10,000キロワット未満のバイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備を除く。）を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業
 - 施行規則第5条第2項第5号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第1項

第9号の2に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業及び同条第2項第6号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。)

- 法第9条第4項の認定の日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに属する場合においてFIT制度の対象となる区分等については、次に掲げる区分とする。
 - 500キロワット未満の太陽光発電設備、50キロワット未満の陸上風力発電設備（リプレース案件を除く。）、1,000キロワット未満の陸上風力発電設備（リプレース案件に限る。）、洋上風力発電設備、1,000キロワット未満の地熱発電設備、1,000キロワット未満の水力発電設備及び2,000キロワット未満のバイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備を除く。）を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業
 - 施行規則第5条第2項第5号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第1項第9号の2に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業及び同条第2項第6号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）
- 法第9条第4項の認定の日が令和6年4月1日から令和7年3月31日に属する場合においてFIT制度の対象となる区分等については、次に掲げる区分とする。
 - 50キロワット未満の陸上風力発電設備（リプレース案件を除く。）、1,000キロワット未満の陸上風力発電設備（リプレース案件に限る。）、浮体式洋上風力発電設備、1,000キロワット未満の地熱発電設備及び1,000キロワット未満の水力発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業
- 沖縄県及び離島等供給エリアにおいては、上記によらず施行規則第3条に定める全ての設備の区分等をFIT制度の対象となる区分等とする。

その他

- 以下の告示について、表現の適正化等の改正を行う。
 - ・電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（平成29年経済産業省告示第36号）
 - ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成24年経済産業省告示第142号）
- 以下の告示について、根拠規定となる条項が廃止されているため、廃止する。
 - ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2第5号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件（平成28年経済産業省告示第247号）
 - ・経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示（平成29年経済産業省告示第212号）

施行期日

- 上記の経済産業省令及び経済産業省告示は、令和4年4月1日から施行する。

(以上)